

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 役員報酬規程

制 定:平成 17 年 11 月 28 日
平成 19 年 8 月 1 日一部改正
平成 20 年 3 月 21 日一部改正
令和 2 年 3 月 16 日一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第 25 条に規定する役員
の報酬に関し、必要な事項を定める。

(役 員)

第 2 条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第 3 条 会長の報酬の額は、月額 50,000 円とし、勤務実態に応じて支給するものとし、会長の地位にあること
のみによる支給はしない。

2 監事には、1 回の監査につき、日額 4,600 円を報酬として支給する。

(報酬の支給方法)

第 4 条 会長の報酬は、毎月 22 日(金融機関が休業日の場合は、順次繰り上げるものとする。)に指定の口座
に振込みをするものとする。ただし、会長が月途中で退任した場合は、日割りによって計算し支給する。

2 監事の報酬は、監査当日に、通貨をもって本人に支給する。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償の取り扱い)

第 5 条 会長には、役員等費用弁償規程第 2 条の規定にかかわらず、費用弁償を支払わないものとする。た
だし、市外への旅費については、本会旅費規程の例による。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公
表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。